

令和7年7月30日
 総合支所
 障害福祉部

障害者虐待に関する区の実施状況について

1. 主旨

区は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を行うため、都をはじめとした関係機関と連携して対応している。この度、令和6年度の障害者虐待の相談・通報届出や、障害者虐待防止に向けた実施状況について報告する。

なお東京都は、障害者虐待防止法第20条に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置等についてホームページで公表している。

2. 障害者虐待の相談窓口

区では、各総合支所保健福祉センター保健福祉課(区内5箇所)に「障害者虐待通報・届出窓口」を設置し、障害者への虐待に関する通報や届出を受け付け、障害者が安心して暮らしていけるよう虐待を受けた障害者や養護者への支援を継続的に実施している。また、夜間・休日虐待通報ダイヤルで受け付けた通報内容は、区所管課を通して翌開庁日に保健福祉課へ繋げている。

3. 対応の流れ

養護者による虐待		施設従事者等による虐待
緊急性の判断・初動対応の決定	通報・届出の受付 受理会議	緊急性の判断・初動対応の決定 都へ報告
安否確認・立入調査 必要に応じて都に報告	事実確認 アセスメント	安全確保・訪問調査 職員聞き取り、個別支援計画等の確認
事案対応メンバーの招集 援助方針の決定	虐待対応ケア会議	事案対応メンバーの招集 援助方針の決定
障害者の保護・支援 (サービス導入・施設入所等)	対応	障害者の保護・支援 虐待者からの分離 入院入所等サービスの見直し 施設・事業等の適正な運営確保
養護者への支援 (相談、指導、サービス導入 による負担軽減)		関係法による権限の適切な行使 (施設等からの報告徴収・立入検査)
状況確認	モニタリング	状況確認 改善計画に基づく取組みの評価 都へ報告、都による公表

- ・緊急の立入調査実施や被虐待者の保護、養護者の面会制限などを行う必要が生じた際の法律の解釈、成年後見制度を含む障害者の権利擁護に関する事案について、区が委託する弁護士

へ相談する場合がある。

- ・使用者（障害者を雇用する事業主等）による障害者虐待について通報や届出があった場合、区は、緊急性の判断や事実確認を行い都に通知。区は、都労働局による措置に協力する。

4. 障害者虐待防止に向けた取組み

(1) 世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」

障害当事者や家族会、学識経験者、弁護士、警察等で構成される協議会を年2回開催することで連携・協力体制を整備し、区の障害者虐待への取組み状況等を共有している。また、協議会の運営について検討する「運営会議」を年4回開催している。

(2) 事業者等の対応力向上を目指した研修の実施

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業者や区職員等に向けた研修を実施している。

年度	内容	講師	参加者数
令和4年度	(新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から実施せず)		
令和5年度	保健福祉課障害支援担当向け虐待対応研修	蒼樹法律事務所 松本 俊一 弁護士	33名
令和6年度	障害福祉サービス事業所向け虐待防止研修	蒼樹法律事務所 松本 俊一 弁護士	会場 : 39名 ZOOM: 35事業所

(3) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

厚生労働省による「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月版）」を区ホームページに掲載し、施設や事業者向けに周知している。

(4) 障害のある方のための虐待防止ハンドブック

- ・虐待防止ハンドブック：障害のある方と支援者の方が、障害者虐待防止について一緒に学ぶための「障害のある方のための虐待防止ハンドブック」を平成26年に発行。障害のある方の権利擁護や障害者虐待防止に関する内容を更新し令和2年に改訂
- ・配布：各総合支所保健福祉センター保健福祉課、障害施策推進課 窓口
区ホームページからダウンロード可

5. 相談や通報届出、虐待認定の件数（令和6年度）

【別紙】参照

【別紙】

1 相談・通報届出件数及び虐待と認定した事例件数 年度末時点

		養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計	
相談・通報届出件数	令和4年度	14	16	2	32	
	令和5年度	26	31	3	60	
	令和6年度	14	36	0	50	
	(内訳)	世田谷	5	8	0	13
		北沢	4	7	0	11
		玉川	3	6	0	9
砧		1	11	0	12	
	烏山	1	4	0	5	
虐待と認定した事例	令和4年度	7	4	1	12	
	令和5年度	11	6	2	19	
	令和6年度	0	5	0	5	
	(内訳)	世田谷	0	1	0	1
		北沢	0	1	0	1
		玉川	0	1	0	1
砧		0	2	0	2	
	烏山	0	0	0	0	

(内訳)相談・通報の届出者

		障害者本人	家族(養護者を含む)	施設従事者等	その他	合計	
相談・通報届出者	令和6年度	7	4	20	19	50	
	(内訳)	世田谷	3	1	4	5	13
		北沢	0	0	9	2	11
		玉川	0	0	1	8	9
		砧	3	3	5	1	12
		烏山	1	0	1	3	5

(内訳)養護者による虐待における虐待者・虐待を行った疑いのある者の続柄

		父	母	兄妹姉妹	配偶者	子	その他	合計	
続柄	令和6年度	3	5	2	4	0	1	15	
	(内訳)	世田谷	2	3	1	0	0	0	6
		北沢	0	1	1	1	0	1	4
		玉川	0	0	0	3	0	0	3
		砧	0	1	0	0	0	0	1
		烏山	1	0	0	0	0	0	1

※1つの事例において、複数の虐待者が存在する事例があったため、合計は「1 相談・通報届出件数及び虐待と認定した事例件数」内「養護者による虐待」の件数とは一致しない。

(内訳)施設従事者等による虐待相談・通報における施設種別

		入所施設	グループホーム	通所施設	その他	合計	
施設種別	令和6年度	7	11	10	8	36	
	(内訳)	世田谷	0	2	4	2	8
		北沢	4	0	2	1	7
		玉川	0	2	2	2	6
		砧	1	6	1	3	11
		烏山	2	1	1	0	4

(内訳)虐待と認定した事例における被虐待者の性別

		男性	女性	不明(個人の特定が困難)	合計	
性別	令和6年度	3	2	0	5	
	(内訳)	世田谷	1	0	0	1
		北沢	1	0	0	1
		玉川	0	1	0	1
		砧	1	1	0	2
		烏山	0	0	0	0

2 虐待と認定した事例における虐待の種別と累計(令和6年度末時点)

		養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待	合計
身体的虐待	世田谷	0	1	0	1
	北沢	0	1	0	1
	玉川	0	0	0	0
	砧	0	1	0	1
	烏山	0	0	0	0
	合計	0	3	0	3
性的虐待	世田谷	0	0	0	0
	北沢	0	0	0	0
	玉川	0	1	0	1
	砧	0	1	0	1
	烏山	0	0	0	0
	合計	0	2	0	2
心理的虐待	世田谷	0	0	0	0
	北沢	0	0	0	0
	玉川	0	0	0	0
	砧	0	1	0	1
	烏山	0	0	0	0
	合計	0	1	0	1
放棄・放置(ネグレクト)	世田谷	0	0	0	0
	北沢	0	0	0	0
	玉川	0	0	0	0
	砧	0	0	0	0
	烏山	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
経済的虐待	世田谷	0	0	0	0
	北沢	0	0	0	0
	玉川	0	0	0	0
	砧	0	0	0	0
	烏山	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0

※1つの事例において、複数の種別・類型で認定する場合があるため
合計は「虐待と認定した事例数」と一致しない。